

中央建設業審議会

工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ（第4回）

令和2年6月4日

【西山入札制度企画指導室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関するワーキンググループを開催させていただきます。委員の皆様方には、御多忙のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますが、不足はございませんか。もし不足がございましたら、お申しつけください。報道関係の皆様は冒頭のカメラ撮りにつきましては、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日のワーキンググループには、委員の過半数の出席をいただいておりますので、中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ運営要領第3条第1項の規定による定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、同運営要領第4条第1項により、本委員会は公開とされております。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省土地・建設産業局長の青木から御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【青木土地・建設産業局長】 皆さん、こんにちは。土地・建設産業局長の青木でございます。

工期ワーキングの皆様方とこうやって顔を合わせて開催するのは、本当に久しぶりであります。過去3回、御案内のとおり新型コロナウイルスの影響で開催を見送らせていただきました。また前回、これは4月22日にさせていただいているんですけども、書面開催にするという、極めて不規則な開催ということで、本当に皆さん方には御迷惑をおかけしましたし、また御協力も頂いて、ありがたく思っております。また、今日はそういった中でお運びいただきまして、本当にありがたく思っております。

国交省では、「3つの密」ということが言われるようになっておりますけれども、建設現場もいろいろな局面でそういったことが起こりやすい場所、局面があるだろうということで、事例集とかガイドラインを作ったりといった努力をいたしまして、建設業がこういっ

た状況の中でも継続的に工事が施工できるようにということで、業界団体とも連携の上でいろいろな努力をさせてきていただいております。御案内のとおり、先日、緊急事態宣言自体は解除されたわけですが、引き続き第2波、第3波なども含めて予断を許さない状況というのも、皆様、御案内のとおりでございます。こういった状況をまた踏まえなければいけない。それから、まだまだ先行き見通し難いところがありますけれども、よく言われておりますように、ウイズ・コロナ、アフター・コロナということで、ニュー・ノーマルという言葉も最近言われるようになっていますが、そういったことも視野に入れなければいけないのではないかとといった議論もあります。

そういったことからいたしますと、これまで先ほど申し上げたような対策を講じてきておりますけれども、例えばまさにこのワーキングで議論していただいている工期の問題、工程の問題とかいったことにもさらに踏み込んで、議論していく必要もあるのかもしれない。今日はまたそういった一端について、投げかけもさせていただければと思っているわけでございます。

本日、10階のやや大きい部屋を用意させていただきまして、窓を開放するとか、いろいろ距離を取ったりとか、事務局も若干慣れたんですけれども、恐らく後ほどその都度マイクを消毒したりというような工夫はさせていただこうと思っております。議論するに当たって皆様方には御不便をおかけするかもしれませんが、ぜひとも御理解、御協力を頂ければと思います。

今年、10月1日に改正建設業法が施行されるということでありまして、我々こういった状況の下ですけれども、そういったスケジュール感も意識しながら、この工期の問題を一定の取りまとめに向けて、古阪座長の御指導も賜りながらしっかりと議論を進めていきたいと思っております。そういったことでございますから、久しぶりの対面での開催でございますが、本日、また実りの多い議論をぜひともお願いいたしまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

【西山入札制度企画指導室長】 次に、事務局から委員の交代について御報告申し上げます。一般社団法人日本電設工業協会の高橋健一委員につきましては、3月31日をもって本審議会の委員を退任し、新たに今泉満委員に御就任いただいておりますので、御紹介を申し上げます。また、本日は一般社団法人全国建設業協会の青柳剛委員、及び一般社団法人日本電設工業協会の今泉満委員より、御欠席の連絡を頂戴しておりますことを御報告いたします。青柳委員の御欠席につき山崎専務理事、今泉委員の御欠席につき肥留川

経営企画委員会委員に、それぞれ代理出席をいただいております。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本日のワーキンググループにつきましては、窓の開放とか、座席の間隔を空けるなど、「3密」対策を講じさせていただいております。御理解と御協力のほどよろしくをお願いいたします。また、本日御出席の皆様方におかれましては、マスクの着用など感染拡大防止に向けた対応を取っていただきますことを御協力をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。これ以降の議事の進行につきましては、古阪座長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【古阪座長】 分かりました。マスクをしていますので、ただでさえ滑舌が悪い古阪ですが、我慢して聞いてください。

それでは、手元の議事次第に基づき議事に入らせていただきます。初めに、前回、書面開催といたしました第3回工期ワーキンググループを踏まえ、意見交換を行います。書面開催というのは、僕も随分いろいろなことでやっていますけれども、時間ばかりかかって、結果的にはこういう口頭で議論しないとどうしようもないという非常に苦しい会議だったと思います。

お手元の資料1-1の第3回工期ワーキンググループの資料に対する各委員からの意見、質問及びその回答を資料1-2においてまとめております。資料1-1及び1-2の内容の再確認や追加の御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

実際に質問を出されたのは、私と木谷委員さんがほとんどで、ほかの方はないんじゃないかと、書面会議だからしんどいかとも思うのですが、ぜひとも御意見を頂戴できたらと思います。どうぞ。

【佐藤（善）委員】 全室協の佐藤でございます。

第3回工期ワーキンググループの資料につきまして、前回説明ができなかったものから、一応皆さんのお手元に第3回工期ワーキンググループ補足説明資料、資料1-3ということでつけさせていただきました。大まかに1、2、3についてはこの前に配付したとおりですが、4以降の工期が遅れる主な要因とか、その次の5の工程が遅れた場合の対応、それから6の将来への提案というような形で、言い切れなかった部分につきましてまとめさせていただきましたので、ぜひとも御一読いただいて、また御質問等があれば頂ければと思っております。

あとは御質問された古阪先生の件につきましては、この大きなA3判のところに入って

ございますが、書き切れないものにつきましては、別紙にナンバー 9、それからナンバー 11のものにつきましてはつけさせていただきました。

それともう一つ、ナンバー 21の工程表についてということで、後で御質問いただいたものですから、これについて言い足りなかった部分について御説明させていただければと思っています。

まずA病院とB病院の工程表で、どちらも23か月の工程であるが、B病院側が土工事・基礎躯体工事が約3か月遅れ、LGS+ボード工事、床クロス工事の日数が少なくなり、人数が増えたという見方でよろしいでしょうかというような御質問を頂きました。「はい、そうです」というふうにしか書いていないと思いますが、A病院は全体工期が23か月に躯体工事が11か月、仕上工事が10か月で完成させたと。これは所長さんの段取りのよさと、担当者との打合せが非常に密にできた。それから、各種資材の発注、材料の物決め等の速さが非常に良かったというのが要因でございます。

また、B病院は全体工程23か月、これを躯体工事12か月の予定が3か月延びまして、15か月、仕上工事10か月の予定が7か月と、3か月短縮させられたものでございます。当初の乗り込みが10月の予定だったのですが、躯体工事の遅れにより翌年の1月になりました。仕上工事でカバーするために、予定より、職人が一日当たりLGSボード15名、床クロス工事8名、全体工期でいきますと651名の追加が出たと。したがって、応援経費もかかり、当初予定の利益が上げられなかったということでございます。

たまたまこの2つの物件は実際に行った施工物件でございまして、ちょうどタイミング的に大きさとかいったものが一緒だということで比較させていただきました。

以上、追加の説明をさせていただきます。

【古阪座長】 どうもありがとうございました。随分丁寧な回答を頂きまして、ありがとうございます。ほかに御質問、御意見。どうぞ。

【河崎委員】 全国中小建設業協会、河崎と申します。すみません、お時間を頂きまして。

資料1-2のナンバーの4番から5番、6番、7番、8番、次ページの25、26ということでお読みいただきたいと思うのですが、4番の一般競争入札。手前ども名前のとおり中小建設業協会でございまして、メインは地方自治体、市町村等でございます。この15年間一般競争入札になりまして、毎年、労務単価を大分上げていただいて大変感謝をいたしておりますが、まだまだ入札で、都市部には最低制限価格のところへばりつく傾

向が大変あるのではないかと思います。私の所属は神奈川県でございまして、支部は川崎ですが、土木系ですと1割を切って受注している。そういう中でまたソフトが同じですと、土木の場合は同札になりまして、10社から40社のくじ引、電子くじということで、建築は一式工事ということで、工材ともに丸めてございますので、それも少し安めに入っておりますので同札はないのですが、厳しい状況でございます。

今年、局長様に、2月に危機的状況にある中小建設業界としまして要望書の提出をお持ちに上がりまして、その中にこれから週休2日に当たって、補正係数を1.2以上でお願いしたいと。今、国交省さんで、直轄は1.05だと思うのですが、手前ども川崎の自治体にも、県のほうも通知が来ておりますから、川崎市の場合ですと、その補正が採用されるのは、たしか4週8休以上の補正となっておりますので、あと4年ございますが、受注においても、利益率においても、まだまだ大変厳しい状態が続いておるのが現状でございます。

ちなみに県ですと、去年の資料ですが、神奈川県、土木ですと最多発注価格帯が1,000万から3,000万というレベルでございまして、それが294本、3,000万から5,000万で123本、5,000万以上1億5,000万未満が150本ほどで、手前どもも顧問の自民党の先生にお願いしまして、国とは違うやり方ですが、今年から一般管理費を独自に0.55を0.65に上げていただきまして、最低制限価格帯ですと国は小さい工事から高い工事になるほど経費が上がっていくのですが、県は最多工事のところを高くして、逆のカーブでやっていただいている。国と違いまして大きな工事はございませんので、そこをメインにして変更していただいたということです。説明が不足で、先生に見ていただけると分かるのですが。

川崎市も30年度ですと、土木はAからDランクまで4段階ございまして、Aは大体1億ぐらいですが、土木工事で年間30億、下水で60億、舗装で17億ですか、水道で48億、建築で60億ぐらいという規模のレベルでございますので、工期を延ばす中においても、今後、補正係数とか機械経费率、その他そういうものを全般的に見直した中でぜひお願いしたいと思います。

一般競争入札がいつまで続くか分かりませんが、常に予定価格から、最低制限価格を自治体が決めるところで切らされて、受注せざるを得ないという現状がこの15年間ずっと続いております。決して大げさではないのですが、くじ引ですと、会社の経営の安定化という方向性もなかなか出しにくい、計画が立たないということもございまして、話があれですが、先般も仲間が舗装工事をやるに当たって、当日段取りしましたら、役所から舗装

工事にストップがかかったんです。理由は、近所にいる男性の方からのクレームで、「コロナで大変なときに舗装工事なんかやっていいのか」というクレームの一言だと思うのですが、そういうことで工事がストップされて、機械から、段取りしたもの、合材から全部パーで、100万ぐらいパーになったそうです。

先ほど申しましたように、道路といっても、国交省さん直轄の国道とは違いまして生活道路がメインでございますので、国から見るとそんな大きな金額ではございませんが、手前ども中小としましては大変な大きな金額でございますので、今まで行政と自治体さんと業界がある程度なあなあでやってきた部分もあろうかとは思いますが、そういう本当のクレームとクレーマーと2つほどありまして、その辺の変更等も明確にさせていただかないと業界としては困るなと思います。それと……。

【古阪座長】 時間がかなり。一言で。

【河崎委員】 そういう経費をぜひ検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

【古阪座長】 多分、これは工期と言う前に発注方式の問題ですね。ここはくじ引と。もう一方で、小規模な工事は一者入札がかなりあります。総合評価でもそうです。そういうことに関する解き方というのは今ここで議論すべきことではないですけれども、私自身はひょっとしたら分離発注しないといけないのではないかとも思ったりしているんです。そういう意味では工期の問題とは違いますので、それは次回にもう少し検討することを考えてもいいのですが、今、質問の内容から言うと外れていますので、おっしゃることはよく分かります。よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

【小澤委員】 小澤です。

資料1-3の補足説明を出していただいて、それを拝見して気がついたんですけれども、この委員会では、工期の問題を議論する対象としては、主として発注者と元請の間で決まる工期の問題がまずは主なのかと思っていたのですが、元請と下請、あるいは1次、2次、そこにも契約上工期が設定された場合にそれをどう取り扱うかというのも、そもそも議論の対象になっているのかどうかというのが気になりました。そもそも現状どういうふうに工期が取り扱われていて、契約上どういうふうに運用されているのかというところで議論を始めると、そこはまたいろいろな議論が必要になるのではないかと思います。

一方で、今まさに古阪先生がおっしゃった分離発注になったときには、例えば設備工事は前工程の影響を大きく受けるので、発注者と設備関係の工事業者の契約の問題になりま

すけれども、そこはいろいろな問題が発生している。つまり後工程になるところにしわ寄せが行きますので、そこでいろいろな問題が発生しているんだろうなということは想像できるんですけども、そういうことも今回の工期設定という問題の中に含めて議論するべきなのかどうかを確認させていただいた上で、この後の基準法をどう考えるかというところにつなげていくといいかと思いました。

【古阪座長】 ありがとうございます。どうぞ。

【藤井建設業政策企画官】 事務局から御説明させていただきます。今回の基準の対象範囲ですけれども、元請、下請間の契約も対象の範囲にさせていただきます。なので、受・発注者の元の契約だけではなくて、下請に対する契約も対象ということで、また後ほど基準案のところでお紹介させていただきます。

【小澤委員】 そうすると、元請、下請、あるいは1次、2次の間で契約上工期をどう設定するののかもちゃんと書き込みましょうということですか。

【藤井建設業政策企画官】 おっしゃるとおりでございます。さらに下請で、工期の順番によって後段階にしわ寄せが行かないようにとかいった点も基準案に盛り込みたいと考えております。

【小澤委員】 分離発注はどうですか。

【高橋建設業課長】 御指摘の分離発注につきましても、分離発注の場合は、設備関係は発注者と設備業者が契約を結ぶこととなりますので、その工期が適正な工期になるようにというのは、この基準を踏まえてということになりますので、当然対象に入ってくると考えております。

【小澤委員】 分かりました。ありがとうございます。

【古阪座長】 今のは私の質問の中に関連して随分ありますので、その答えが正確かというのは疑問がありますけれども、これはあまりここで議論してもしょうがないかと思って、ぜひ読んでください。これは土木と建築の違いもありますし、電力はまた全然違うわけです。それから、電気工事業も違います。ですから、全然内容が違うものをどう共通に議論できるかというのは非常に悩ましいところですけども、今日の質問、あるいは回答を見て、それで皆さんにまず検討していただいて、提案があれば。一番大事なことは、これを決めたとしてその実態がどうかというのをきちんと検証する、そのことが今まで全くなくて、特に電設なんかはほとんど放ったらかしにされているわけです。設計者とゼネコン側で全部工期が決まってしまって、これ頼むからやってよ、これは内装もそうです。

そういうことが実態ですけれども、本当にどこまでそうかというのは、私は大体分かりますが、皆さんも分からないところがあるので、その部分もかなり指摘していますので、そういうことを含めた上で、今、国交省から言われた、今回は元下関係も含む、しかし、一式請負が前提ですよね。だから分離発注というのが、設備なんかは建築でもありますけれども、その部分はどうするかというのはまた次の議論になると思うんです。

もう少し時間がありますが……。

【木谷委員】 一言だけよろしいですか。

【古阪座長】 どうぞ。

【木谷委員】 日建連の木谷でございます。

今回の法改正によりまして、今までにない適正な工期がもし得られたならば、我々ゼネコンとしても非常に責任が重いです。なぜかといいますと、適正な工期を頂いて、例えば期首においてトラブルが発生して、最終的に例えば設備、あるいは内装仕上げ業者にしわ寄せが行くと、当然そこから通報が出るわけです。これはゼネコンとして本当に気を引き締めないと、我々も非常に大きなリスクをしようということは自覚しております。ですから、逆の言い方をすると、まずは適正な工期を言っていただくと。そこが一番大事です。あとは自助努力で頑張るといふふうに持っていきたいと思っています。

【古阪座長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

結構専門性の高い議論になっていると思うんですけれども、そうじゃない立場でも結構ですが、よろしいですか。

それでは、今の幾つかの宿題ではないですけれども、次の2-1、2のところを踏まえて、次回にその話題を少し出したいと思います。ぜひとも皆さん、今回の意見、質問一覧の回答というのがありますので、いろいろな団体から回答を頂いていますので、それを御覧いただいて、「こういうのは違うんじゃないか」という意見もあっていいと思いますので、ぜひともそうしてください。民法改正にもなりますし、債権法なんか余計に難しくなっているので、その議論もかなりそっちに入れるかもしれません。

それでは、一応、質疑、第1議案はこれで終わりにさせていただきたいと思います。

次の議事に移ります。資料2の工期に関する基準（案）の概要について、事務局より説明をお願いします。これは最終的に工期に関する基準を作るという前提で、今回議論もしますが、次回に正式に決めるという前提の下での話です。事務局からお願いします。

【藤井建設業政策企画官】 4月に平林の後任で参りました藤井と申します。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

お手元資料2-1、基準（案）の概要、資料2-2、本文の骨子案、こちらの資料に基づき御説明させていただきます。

まず資料2-1、1枚おめくりください。これまでの検討経緯ということで、第1回、既存の取組について御紹介した上で、第2回、第3回と10団体から御発表いただき、これまで御議論いただいたものを今回の工期基準（案）ということでお示しする流れでございます。

3ページ目、工期に関する基準のイメージということで、こちらは昨年9月、中建審にお示した資料でございますけれども、まず全工程に共通する事項、自然的要因あるいは休日といった事項に加えて、各工期において考慮すべき事項と。準備段階から施工段階、後片付け等という形で、工期ごとに考慮すべき事項を整理していくべきと。その他考慮すべき事項を取りまとめるというイメージでございます。

その後、3回ワーキングの御議論を踏まえまして、基準（案）の構成を整理したものが4ページ目でございます。現在、基準（案）の構成としては、この6章立てで検討しているところでございます。

まず1ポツ、総論ということで、基準の趣旨とか、先ほど御意見があった適用範囲、あるいは受発注者の責務の明確化ということを総論で整理したいと思っております。2ポツ目、工程全般にわたって考慮すべき事項、3ポツ目で工程別、4ポツで分野別、これまで御発表いただいた分野別の考慮事項、そして5ポツ目に働き方改革・生産性向上と記載しておりますけれども、これまでの取組事例を我々、国交省でも調査しておりまして、この基準を達成するに当たっての参考事例として御紹介していきたいと思っております。6ポツ、その他ということで考えております。

5ページ目を御覧ください。各項目についての章立て、小見出しでございます。この後本文を御説明いたしますので、その目次として御参照いただければ幸いです。

パワポの最後、6ページ目でございます。5章で取り上げる働き方改革・生産性向上の取組ということで、週休2日達成に向けた取組事例を昨年7月に第1版として、住宅・不動産、鉄道、電力、ガスということで策定しておりまして、これらの拡充に加えて、病院、工場ということで、今、第2版の取りまとめをしているところでございますので、第2版の公表に向けて作業しておりますけれども、この基準にも盛り込んでいきたいということでございます。

それでは、工期基準の骨子（案）ということで、縦紙の本文を御覧いただければと思います。

2 ページ目、3 ページ目は目次でございます。先ほどのパワポの構成と同様でございます。

4 ページ目をおめくりください。第1章、総論ということで、(1) 背景と。地域の建設業について、社会資本整備の担い手であり、民間経済を下支えし、さらには災害時での安全・安心の確保を担う「地域の守り手」であるという大変重要な役割を果たしている。今後も魅力ある産業として活躍し続けるために、中長期的な担い手確保に向けて、自らの生産性と併せて、長時間労働の是正等の働き方改革を推進するという趣旨でございます。

次に発注者も、建設業者が重要なパートナーであることから、建設業者と協力して働き方改革を推進するというを書かせていただいております。加えて、建設業の時間外労働の上限付き罰則規定も2024年から適用されることとなりますので、その後、これまでの経緯といたしまして、平成29年に工期設定等のガイドラインを策定し、また昨年6月、「新・担い手3法」の成立、本ワーキングを設置させていただきまして、加えて、新型コロナウイルスの感染予防対策として、「3つの密」の回避にも留意しながら、今後取り組んでいくという背景を書かせていただいております。

(2) 趣旨でございます。本基準は受注者が自ら工期を設定する際に考慮すべき事項をまとめてあるものであるとともに、発注者においても、工期を設定する際や受注者が提案する工期を確認するに当たり考慮すべき事項をまとめた、受発注双方が合意する適正な工期を設定するに当たり考慮すべき事項の集合体と。これまでの御議論を整理した記載でございます。

5 ページ目を御覧ください。上から2ポツ目でございます。改正法19条の6の規定による勧告については、著しく短い工期でございますけれども、本基準を踏まえるとともに、過去の同種類似工事の実績との比較、あるいは工期の見積りの内容の精査を行って、個別に判断するという骨子を書かせていただいております。

(3) 適用範囲でございます。先ほど御意見がございました、本基準の適用範囲は公共・民間の発注者及び受注者、元請、下請の全てを対象としております。また、工期につきましては、建設工事の施工着手段階から竣工までの契約工期を指してございまして、ただし、※書きで書いてありますけれども、本基準の対象外ではありますが、上流段階が工期に影響を及ぼし得る点に留意という形で、留意事項として記載させていただいております。

(4) 建設工事の性質を御覧ください。建設工事において、品質・コスト・工期の3つの要素がそれぞれ密接に関係しており、ある要素を決定するに当たって他の要素の関係性を考慮する必要があるということを書かせていただいております。

また、少し飛ばしていただきまして最後のポツでございますけれども、当初契約の工期は、当然、受発注双方合意で締結されますけれども、追加の工事や設計変更がある場合には、必要に応じて、工期の延長等も含めて適切に工期を変更することが重要であるということを書かせていただいております。

6 ページ目を御覧ください。ここで、工期設定における受発注者の責務でございます。まず総論的に書いておりますけれども、一般的に公共工事では発注者が設定、民間工事では受注者の提案に基づいて発注者が設定する場合と、施工段階前に受注者が参画し、発注者が工期を設定する場合があるということでございます。

特にポイントとしましては、6 ページの下、28 行目からの工期設定の発注者が果たすべき責務でございます。受注者の長時間労働の是正や週休2日の確保など、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に配慮するということが、発注者として果たすべき責務として書かせていただいております。また、その次でございますけれども、設計図書等においても施工条件等をできるだけ明確にすることが求められるとともに、設計段階で受注予定者が適正工期の決定に参画することが望ましいこともある点に留意、ということを書かせていただいております。

7 ページ目を御覧ください。冒頭、公共工事については、品確法・入契法に基づいて適正な工期を設定すること。4 行目でございますけれども、民間工事におきまして、その設計段階においても建設業の働き方改革を踏まえて、適正な工期を設定することに留意すると。また、請負契約を締結するまでに必要な情報を受注者に提供するということを書かせていただいております。

12 行目でございます。民間工事で書かせていただいておりますけれども、生産性向上の取組が、工期の短縮やコスト削減等のメリットとか受発注双方にあることも踏まえまして、発注者側も受注者に協力するよう努めるものであるということでございます。その次でございますけれども、発注者としても、エンドユーザーに理解を求めつつ工事を進めることが重要ということも明記させていただいております。

続きまして、受注者が果たすべき責務でございます。22 行目を御覧ください。受注者は適正な工期にのっとった見積りに努め、工期のダンピングは行わないこともはっきり書

かせていただいております。

28行目以降ですけれども、まず工期の設定については、その下請契約に係る工期設定の前提となることを十分認識した上で、適正な工期での請負契約の締結や工期の変更、下請契約の工期の適正化に関する取組を行うと。さらに下請契約の締結に際しまして、材料や品番とか設計図など未決定事項がある場合には、元請が発注者を早期に決定するよう求めつつ、下請に対してもそういった状況を伝えるということで、下請契約に適切に反映するというところでございます。

8ページ目、一番上ですけれども、建設工事における生産性向上に努めることを受注者の責務として記載しております。また、公共工事については、品確法・入契法に基づいて、下請を含めて適正な工期を締結するというところでございます。また、その下の民間工事の請負契約締結の際に本基準を踏まえつつ工期を検討し、受発注者間協議の上、適正な工期を設定するというところで書かせていただいております。

9ページ目を御覧ください。今、御説明申し上げた果たすべき責務、受注者、発注者、公共、民間ということで、それぞれ共通する事項もございまして、今掲げた事項を表にまとめたものでございます。御参考でございます。

続いて10ページ目から、第2章の全般にわたって考慮すべき事項でございます。各項目は目次のとおりでございますけれども、(1)自然要因、(2)休日・法定外労働時間、週休2日の確保、法定外労働時間ということをはっきり書かせていただいております。(3)イベントといたしまして、年末年始、夏季休暇、ゴールデンウイーク等々についての留意事項、(4)制約条件ということで、立地に係る制約条件等でございます。(5)契約方式ということで、特に御議論いただければ幸いですけれども、契約方式によって施工に至るまでの段階における工程が、後続の施工段階の工期に影響を及ぼすということを今記載しておりますが、各契約方式によっていろいろ留意事項等があるかと存じますけれども、その辺の御意見を頂ければ幸いです。

11ページ目、(6)関係者との調整ということで、地域住民であったり、占用企業者等との調整に係る事項、(7)は行政関係者との申請に関する事項、(8)労働・安全衛生ということで、スキルに応じた適切な処遇で、熟練者が施工することが重要であって、こういった労務単価の上昇と賃金水準の上昇という好循環につなげて、またキャリアアップシステムの活用が重要であること。また、安衛法との関連法令の遵守であったり、安全性の確保が重要であって、こういった安全確保に必要な期間や経費が適切に確保されることが

必要であるということを書かせていただいております。

(9) 工期変更の際の留意事項でございます。当初契約については、受発注者双方合意の下での契約締結でございますけれども、追加工事や設計変更等の場合には、工期の延長等も含めて適切に工期変更をすることが重要であると。その上でクリティカルパス等も考慮した上で、そういった工期変更を申し出ることができる期限をあらかじめ受発注者間で設定することも考えられると。また、設計図書や実際の現場の状況が一致しない場合とか、あるいは天災や新型コロナウイルス等の不可抗力の影響、その作業不能日数が想定外に増加した場合など、そういった予定した工期で完了することが困難な場合には、受発注者双方が協議の上で、適切に工期の変更を行うと。ここで、工期変更の理由について、発注者の責、受注者の責、あるいは不可抗力、その変更理由を明らかにしながら協議することが必要であるということを書かせていただいております。

12 ページ目を御覧ください。そういった工期変更が延長となった場合には、必要となる請負代金の変更と適切な変更契約を締結するというところでございます。

(10) その他でございますけれども、他の工事の開始・終了時期等によって、全体工程に影響が生じる場合にはそれらを考慮して工期を設定すると。文化財包摂地である場合の調査時間への考慮を記載しております。工期を設定するに当たって、日建連さんの「建築工事適正工期算定プログラム」であったり、国交省の「工期設定支援システム」を参考とするようにということを書かせていただいております。

13 ページ目から、工期別に考慮すべき事項でございます。まず、大きく(1)の準備段階でございます。資材調達・人材確保、次に資機材の管理、周辺設備について記載しております。

(2) 施工ということで、基礎工事、躯体工事、次のページ、設備、仕上げと書かせていただいております。また、(v)の路上工事拡幅を伴わないということも記載しておりますが、この※で書いておりますように、土木工事における考慮事項は、工種等を踏まえて追加していくということで、今、骨子案でお示させていただいているものは、土木・建築にかかわらず一通り並べているだけでございまして、当然、土木に関する特記事項とかいろいろあると思いますので、その辺も御意見を賜れば幸いです。

(vi) その他でございます。全体工期のしわ寄せが後工程に生じないように、各工程で適切に進捗管理をする必要があると。工程の遅れが工期全体に影響を与える場合には、先ほどの工期変更の記載でございますけれども、適切に対応することが必要であるというこ

とを記載しております。

(3) 後片付けということで、完了検査等を記載しております。

続きまして15ページ、第4章、分野別に考慮すべき事項でございます。まず、住宅・不動産でございます。マンション工事における居住者の事情、あるいは商業施設におけるテナントの意向など、エンドユーザーの視点が重要であって、それを基に完成時期が設定されるということ。10行目、発注者としても建設業も将来の担い手確保のため働きかけが重要であり、また、そのために適正な工期の設定が必要であることをエンドユーザーにも理解を求めつつ、工事を進めることが重要ということを記載しております。

その次、鉄道でございます。線路内での夜間短時間作業であったり、ゴールデンウィークなどの輸送繁忙時期といった特性を考慮すべきと書かせていただいております。

16ページ目を御覧ください。電力でございますけれども、電力の安定供給とか、着工後の工期変更が必要な場合における停電作業に直接関係のない工程の中での工期変更といったことを記載させていただいております。その下、ガスでございます。新設工事、改修工事等の局面に応じた留意事項を記載させていただいております。

18ページ目、第5章でございます。働き方改革・生産性向上に向けた取組ということで、先ほどパワーポイントで御紹介させていただいた、取組の好事例集を第1版で取りまとめおまして、第2版の取りまとめ内容というものをここに追記していきたいと思っています。具体的な取組として例として書いておりますけれども、ICTツールの活用であったり、打合せ方法の合理化、工法の見直しといったことを盛り込んでいきたいと考えております。

最後19ページ目、その他でございます。著しく短い工期の疑義がある場合の対応でございます。地方整備局等に駆け込みホットラインが設置されておまして、締結された請負契約が本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合は、適宜相談ができることに留意する。また、疑義がある場合には、建設業法令遵守ガイドラインを適宜参照しつつ対応するということが記載しております。

続いて、新型コロナウイルスの関係でございます。冒頭、局長から発言がございましたけれども、ウイズ・コロナということで、今後の工期基準を設定するに当たって、「3密」対策を踏まえた上での工期設定ということで記載させていただいております。現時点で全ての都道府県で緊急事態宣言は解除されておりますけれども、新たなステージということで「3つの密」対策を講じることが必要でございます。

施工中の工事における対策といたしまして、「3つの密」回避等の対策について、国交省におきましては、今年の5月14日にガイドラインを作成し周知しているところです。具体的には、建設現場において朝礼・点呼や打合せ、更衣室における着替え、食事・休憩等のそういった「密」が起きやすい作業とかにおいて、できる限り2メートルを目安に一定の距離を保つといったことをガイドラインで示しております。また、ガイドラインで写真も交えまして、具体的な例として特に狭い場所や居室の作業において、入室人数を制限して実施すること。大部屋の作業においても、あらかじめ工程調整を行って人数を制限するといったことを示しております。

こうした取組を実践するに当たって、入室制限に伴う作業効率の低下であったり、作業員の減少に伴う工期の延長、あるいは消毒液とかパーテーションの設置によって経費が増加することも見込まれますので、こういったことも含めて受発注者間において適切に契約変更を実施することが必要であることを記載させていただいております。

20ページ目でございます。本基準につきましては適宜見直しを行っていくことも書かせていただいております。

説明が長くなりましたが、事務局からは以上でございます。

【古阪座長】 ありがとうございます。ただいまの説明について御意見、御質問がございましたらということですが、先ほど1-2でいろいろな議論が出ました。それも踏まえてやっていただいたらいいと思いますし、単純な分かりやすいことと言うと、日建連と全建と全中建はかなり規模が違う。そういう中で、今ここに書かれている工期に関する基準というのは、それらを含めて、基準としてこういうものでどうでしょうかと書こうということなんです。

ですから、前半でやりました質問、その回答を参考にしながら、ここのはより確実な内容になっていくという前提ですので、ここにいらっしゃる皆さんは、若干は関連が少し薄い方もいらっしゃいますけれども、それぞれが自ら仕事をされている領域での問題として見た場合に、この辺はこういうふうにすべきじゃないかとか、あるいは結果としては、これは理想的なことを書くということで、具体的にやるといろいろな問題が起こるという意味では、前例を作っていくことが重要だろうと思います。そのようなことも含めて、自由に御発言いただけたらと思います。では、1時間程度ありますので。どうぞ。

【小澤委員】 先ほど確認させていただいたことを再度確認させていただきたいと思うんですけども、ここで取り扱う契約の範囲は、発注者と元請の間だけではなくて、元下

の関係とか、この中では分離発注も扱うんですということだったので、確認させていただきたいのですが、資料2-1の3ページに、参考で工期に関する基準のイメージというのがあります。ここには契約は1つしかなくて、1つの契約の中に準備、基礎工事、躯体工事、内装仕上工事とかあって、最後は後片付けがあって完成と、これを工期と考えますと。確かに発注者と元請の間の契約上の工期はこういう考えだと思えますけれども、元請と下請の間の契約、あるいは下請と1次と2次の間、2次と3次の間となったときには、この中の一部になりますよね。それは何らかの形で表現されるのか。

それから、分離発注の場合には契約が1つではなくて、少なくとも2つ以上の契約がここに書いてある準備から後片付けまでの間にあることだと思いますけれども、その位置づけと、この基準案の中での工期に関する考え方の記載内容が、今はまだ元請の範囲を主として考えられているように見えるのですが、それは今後追加されていくという理解でよろしいのかどうか。

もう少しついでに言うと、発注者、発注者という言葉があるんですけれども、それを元請、下請、1次、2次も全部含めて契約を取り扱うことだとすると、元請は受注者にもなるし、発注者にもなると思うんです。そういうふうにはできてないと思うんですけれども、元請は元請、受発注者というときには、発注者と元請という意味での受発注者と書かれているように思うのですが、それについても少し後は追加されていくと理解していいのかどうか。そこを確認させていただきます。

【藤井建設業政策企画官】 まず本基準の適用範囲につきましては、本文の5ページに記載してありますとおり、元請、下請もでございます。各工期において考慮すべき事項ということで全体を記載させていただいていますけれども、元請、下請との関係、あるいは例えば内装仕上げだけやりますということであれば、内装仕上げの工程について考慮すべき事項を勘案した上で内装仕上げの工期を設定していただくということになります。

その辺を今、工期別の考慮事項をある意味網羅的に、元請、受発注者間の工程で記載しておりますけれども、実際に下請の事業者さんが受注する工事について、該当する工程について工期を設定していただくことになろうかと思っております。

【小澤委員】 伝わってないかもしれないので、例えば今、この中に「受発注者」と記載がありますがけれども、元下間の契約で考えるときには、元請は発注者になりますよね。

【古阪座長】 それは業法上で言うと注文者です。発注者は本当の発注者。

【小澤委員】 だから、それは……。

【古阪座長】　　ここは全くその区別がされていません。

【小澤委員】　　今は書かれていないと思ったので、それは今後追加されるんですかという質問だったんですけども、今の御回答は既に書いていますというふうに受け取ったので。

【藤井建設業政策企画官】　　そういう意味で言うと、おっしゃるとおり元請、下請の注文者というような立場ということの書き分けがちゃんとできておりませんので、それは丁寧に書いていきたいと思えます。

【古阪座長】　　さっき一番大事なことで言いましたように、日建連、全建、全中建、もう一つありますけれども、建設業、元請ということ自体でもそれぞれあるわけです。そういう人たちがこれを見たときに、今の実態がどうか、それをこういうふうにしてもらいたいということ意見を意見として出していただくと。その前にこの質問を出して、それに対して答えをもらっている。それを参考に国交省でこの案を作られております。それをもう一度皆さんが見て、自分の立場から言うと、全中建の方がいろいろなことをおっしゃった、それもここに含まれますので、その発言をされたらいいですし、それから意見を書くということでもいいと思えます。

ですから、それぞれの立場でこの基準案が妥当かどうか、あるいはこういう問題があるよということが、実際に自分たちがやっている仕事の中で言うと、こういうことは非常に稀有なことだ、あるいはこれは非常に重要なことだと。そういうことがあれば、それも指摘していただけると、より有効な基準になると思えます。そういう意味で、多くの方から議論を出していただければと思います。

【木谷委員】　　今、小澤先生の御質問のところは、改正建設業法第19条の5に、「注文者は」とちゃんと明確に書いてあるんです。ですから、元請、下請の範ちゅうも当然全部入ると。ですから、表現的にこの絵柄には書いていないですけども、当然それは入るんですよ。

【藤井建設業政策企画官】　　御指摘のとおり、改正法の条文上、入ります。

【小澤委員】　　今のこの基準案に「注文者」という言葉が出てきていますか。

【木谷委員】　　基準案の骨子の中には、「注文者」という言葉はないです。

【小澤委員】　　ないですよ。だから、「注文者」という言葉をこれから入れるということですか。

【木谷委員】　　法の中にはあります。

【小澤委員】 はい、いや……。

【高橋建設業課長】 先生御指摘のとおりで、ここの骨子の文章の中で「注文者」が反映されていないところは私で精査して、整理したいと思います。それから、先生御指摘の下請契約のところをどう見るかという部分ですけれども、当然、全体の工程・工期があって、その中の一部工事、例えば内装工事、外装工事、基礎工事とかいったものを元請さんが自分でやらない場合に、専門工事用に下請されるということかと思しますので、ここもぜひ御議論いただきたいところはありますが、考慮すべき事項の要素としては、全体を書き出すことで、そこは一気通貫の部分にも、その部分を取り出したものにも該当し得るのかと思っております。

13ページから14ページにかけて、工程別に考慮すべき事項と書かせていただいておりますけれども、例えば仕上工事の中で外部仕上げ、内部仕上げとか書かせていただいておりますが、ここは私どもむしろ知見を頂きたいところで、外部仕上げ、外装工事なんか特に専門的に留意すべき事項、考慮すべき事項があるのであれば、こういうところにさらに細分化して書き下していくことも必要かと思っております。ただ、なかなか一般的な基準、規則的になるほどのものが難しいということであれば少し大雑把な書き方になるのかとも思っておりまして、工程別のところをどこまで細かく表現できるかということで、下請のところも契約のところも見ていけるかと考えているところでございます。

【古阪座長】 どうぞ。

【木谷委員】 別のページですけれども、12ページです。その他のところで、最後の12、13行目に、日建連のプログラムの話と国交省の支援システムを参考にするところなのですが、我々ゼネコンだけがこれを使うのか。そうじゃなくて発注者もできれば使ってほしい。発注者側ですね、例えば設計事務所。ですから、この辺りの文言として、「受発注者は」と入れていただくと、川上段階で適正な工期の算定がある程度見られるのではないかと思います。

もう1点、工期の見積りについて、第2回目のときも私はお話ししたかと思うのですが、今、具体的に「工期の見積り」という言葉はあるんですけども、何も示されていないんです。ですから、多分、この辺りを各社共通でこれから出さざるを得ないので、何とかその辺りのひな形を作っていただくとありがたいと思います。

【古阪座長】 それは国交省の人に全部頼むのは無理で、皆さんがこれというのをそれぞれ出して、それに矛盾があったり違いがあったら、それを整理することをやらないとい

けない。そういうことが今まで全くされないままに過ぎてきたわけです。もうちょっと厳しいことを言うと、コロナの問題もそこが同じように入ってきているわけです。だから、不可抗力だというところが結構あるわけですが、そういう世の中でどういうふうに合理的なことができるかというのが今一番重要なことです。ですから、これだけいろいろな職種の方がいらっしゃるので、「我々、こう思っているぞ」ということがあって、それを共通化することを事務局の方だけがやるのは絶対無理です。私がやるのだけでも無理です。いろいろな人が協力してこれをベースに、こういう問題がある、こういうことはこういう言葉で使ったほうがいいよということを特にやっていただきたい。私の質問も割とそれに近いことを相当強く書いているんです。

ですから、ぜひとも皆さんも、自分たちの団体で言えばこういうことなんだよということを遠慮なく書かれて、それが標準化されることが一番望ましいことだと思いますので、どうしても合わないのは当然あり得るわけです。土木と建築が合わないよとか、電力は合わないよとかは当然にありますので、それはそれとしてきちんと書いておくということでもいいんじゃないかと思います。

御自由に、時間はそれほど多くありませんけれども、どうぞ。

【仲田委員】 不動産協会の仲田でございます。

今、古阪先生がおっしゃったことに関連するんですけれども、工期延長の要否とか、コストアップのとき誰が負担するかといった話ですが、これに関連した記載が結構ありまして、例えば5ページの一番下、31行目から33行目のところ、追加工事や設計変更がある場合、必要に応じて適切にと書いてあります。それから、11ページ、24行目から26行目になりますけれども、これも同じ文章が書いてあります。それから、12ページの3行目、工期延長となる場合、これも必要となる請負代金額を適切に変更すると書いてあるんです。「必要な」とか「適切な」という意味は、恐らく11ページに戻っていただいて、一番下のところのなお書き、「工期変更の理由としては、発注者の責に帰すべきもの、受注者の責任に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないものがあり、変更理由を明らかにしつつ受発注者で協議する必要がある」と書いてあるんですけれども、要するに全てはこれだと思うんです。工期延長にしても、コストの負担にしても、こういった考え方できめ細かに、合理的にやっていくことが必要だと思いますので、いろいろなところに「必要に応じた」とか「適切に」と書いてあるんですけれども、これは11ページの一番下の意味だということを明記すべきではないかと思います。以上です。

【古阪座長】 ありがとうございます。先ほどと今の意見に少し追加しますと、設計変更というのは日本の場合、土木は分かりませんが、建築の場合は公共も民間もそれぞれの設計変更ごとにやるわけではないんです。1年にせいぜい2回ぐらい設計変更の約束を取ると。欧米では、明らかにその都度やります。その都度やって、お金と工期とそういうものが合わなければ、設計変更はしないということになってしまうんです。そのようなことが日本の場合、伝統的にそれをそうしなくて、年間あるいは半年に一遍ぐらいやるということによって、いろいろ合理的なことができたわけです。ところが、だんだんこういう細かいところまで踏み出しますと、そのことはどうするんだということが原点に入ってくるんです。ですから、設計変更だけではないですけども、この際かなり思い切って様々なことを検討しないと、合理的な判断ができるものにはならない。そのためにも皆さん、ぜひともそういう議論、発言をしていただければと思います。

途中で切りましたけれども、よろしいですか。どうぞ。

【青柳委員代理（山崎）】 基準案全体として、工期の基準ということではっきりした基準が出てくると我々思っていたのですけれども、中身を見ると「必要がある」とはっきり書いていただいているところもあるのですが、章の題名全般が「考慮すべき事項」と書かれていて、結局これは基準なのか基準じゃないのか、よく分からないということで、非常に気になるところです。

特に私自身もどこまで書けるかよく分からないところですが、週休2日の確保を書いていただいているのは、私ども全建としても、週休2日を目指しているわけで、もちろん工期は週休2日を全部前提にいただければ非常にありがたいところですが、どこまでの基準なのか、週休2日と書いたら、逆に全然守ってくれそうにないから、目標みたいな形で書いてしまうんだったら何となく意味がないのかと。週休2日という表現ではなく、例えば4週8休とか、あるいは労働基準法の時間外労働の上限規制をきっちり守るということで、それを実効性ある基準としてきっちり書いていただけるのか。全体的に基準なのか、目標値なのか、よく分からない内容となっていて、目標値のままで終わるんだったら意味がないのではないかと。きっちり基準として書いてほしいし、週休2日についてもそこら辺を詰めた上で、書いていただければありがたいと思っています。

【木谷委員】 今の週休2日という書き方は私も疑問があります。なぜかという、週休2日にしてしまうと、ローテーションで何とかできるんです。閉所にしなければ駄目です。閉所にすれば、間違いなくちゃんとそれを目指すことになります。法定外労働時間に

については、24年から罰則規定がありますので、これは定量的に判断できることですから、週休2日を4週8閉所みたいに具体的に書いてもらったほうがいいです。

【古阪座長】 その件に関しても、私の質問の7、8にあるんです。全中建の方にもう少し丁寧な説明が必要というので、今の状況だと8時間は絶対にできないよというようなことを書かれていて、もちろんそれはそういうことでいいですけども、それをどうするんだと、まさにこの議論はきちんとやらないといけないということです。週休2日は土日だけだというと、当然それは無理ということになります。その辺も各団体で今どういう状況かということが出されないと、共通にはならないんです。その辺の実態をできるだけ教えていただきたいということです。それが業務の工期に関する基準のベースになりますので、今おっしゃったように、週休2日を守るんだということだけでは当然駄目です。具体的にどういうことをやらないといけないか。多分、その辺は事務局でもだんだんと理解していただけたと思うんですけども、私もそこはかなり気にしているところです。どうぞ。

【齊藤委員】 鉄道に関して、今の話に関連して話しますと、これは発注者として週休2日の確保といっても、作業員の週休2日の確保の環境整備と言われても、なかなか難しいところがあり、それは元請や施工会社で管理して頂くものだと考えています。今申し上げたように閉所という考えになって、初めて我々は発注者として契約上の工期を設定できるものです。しかし、4週8は、実はそのもの自体が難しい工事もあり、閉所できない作業所があることも事実です。例えばメンテナンス工事を担当しているとか、軌道・線路・土木構造物の保守工事を担当しているようなところは常に開いていて、緊急時の対応とかもあります。私は建設工事の担当ですが、そういうところでは休工ということを考えなければいけないと思いますが、一方で、保守・メンテナンス工事を担当する作業所のことも考慮して考えなければならぬため、非常に難しいと思っています。

【古阪座長】 これも難しいですけども、事実としてそういう発言をされて、情報が来ない限り誰も分からないですね。私は多少分かりますけれども、そういうことが今一番重要なことです。ですから、いろいろな団体、もともとは簡単にやるんだったら建築と土木だけの問題です。電力とかそういうのは違うぞということで、しかし、国交省としては、様々な建設という活動に対して共通の基準を作ってみようということなので、それは当然難しいことだと。しかし、そこにどれだけ実際に報告していただけるか、その部分です。それが無理だったら、これは無理ということを明らかにしないといけませんし、こそこそやるわけにもいかないし、会社としても堂々とやりたいということになると思います。そ

の辺はぜひとも遠慮なく書いていただいたら、できないことを書いてもらってもしょうがないわけです。どうぞ。

【佐藤（善）委員】 1つ、11ページの（8）労働・安全衛生のところ、14行目ですけれども、「スキルに応じた適切な処遇で、熟練技能者が施工することが重要」云々とあって、「キャリアアップシステムの活用が重要」。まさにそうだと思うのですが、熟練事業者だけというわけにもいかずに、当然若手の技能者がいて、それが育って、いずれはゴールドのカードを持てる熟練までに行くということなので、これだけに限定するのはどうかと。少なくとも熟練技能者が監理をしていくとか、そういう部分ではいいでしょうけれども、「施工することが重要」とここだけ言い切るのはいかがかという感じがしておりますので、お願いいたします。

【古阪座長】 よろしいですね、同様に。いかがですか。どうぞ。

【青柳委員代理（山崎）】 11ページの（7）で行政への申請とありますが、我々の問題意識として、工期の中に道路管理者への申請時間とか、建築確認の期間がどうしても入らざるを得ないというのはあると思うのですが、建築確認が下りないと実際に着手できないため、工期の中で建築確認に要する期間をきちんと取ってもらうということ。多分、それは前提にしていることだと思うのですが、その建築確認が遅れてしまったというときには当然着手時期が遅れるわけで、そういったときも含めて工期の延長というのが必然的に出てくると思います。（9）の工期の延長を見ると、例示として「追加工事や設計変更」ということが想定されているようですが、我々としては、事前の行政手続が遅れて、そもそも着手が遅れることによる変更はすごく多いので、むしろその点を是非きっちり書いていただきたい。（7）行政への申請については、建築確認とか申請時間を実工事期間に含まれないことを前提とされていると思いますけれども、その点をしっかり書いてほしいと思います。

【古阪座長】 よろしいですか。

【藤井建設業政策企画官】 御指摘を踏まえて、検討させていただきます。

【古阪座長】 ほかにはいかがでしょうか。まだ30分ぐらいはありますが、多分、30分でもやり出したら時間がないんです。

今日御発言いただいたことも、できましたら文書にして出していただいたほうが事務局は分かりやすいので、それは抽象的な表現でなくて、具体的なこととして出していただければいいと思います。ですから、さっきの時間、車両通行許可とかそういうのが様々にあ

るんです。最近で割と多いのは、安全のために、元請がなく分業発注をやるときに、労基局が、誰が統括安全衛生責任者なんだということを結構聞くんです。労基局に「決めてくれ」と言うと、労基局は決められない。Aという労基局はこれ、Bという労基局はこうという、行政側もその辺の指針としては、やり方というのは当然今までなかったわけですから、そういうことも第一歩です。ですから、今おっしゃったことも非常に重要なことですが、それも書いていただかないと、行政の人も行かないんです。だから、その辺もぜひとも新しい仕組みを作るんだと。それが今回のコロナの被災、いろいろなことがありますけれども、それも抱き込んできちんとした制度を作り直そうとお考えいただいたらと思うんです。

だから不可抗力というのも、今回のコロナの問題で建設工事の現場が結構止まっています。止まったときにどうなるんだと。これは民法改正も重なってしまっているのだから、かなりもめることになるんです。緊急宣言が出る前と出た後でも、当然不可抗力の意味が違うわけですから、非常に難しい問題。そういうことをここでやろうということではないのですが、この基準というのは、原点では様々なそういう行為が分かった上でまとめようというね。ですから、よほど難しいことはやらないということもあるかもしれません。そのようなことも含めて、遠慮なく意見を言っていただいている、それぞれの方の団体のために発言していただけたらと思います。どうぞ。

【仲田委員】 これは質問ですけれども、7ページの4行目のところ、民間工事において、「設計段階においても、建設業の働き方改革を踏まえて適正な工期を設定することに留意する」と書いてあるのですが、この意味がよく分からない。先ほど木谷委員がおっしゃったように、発注者側も工期を何か概算で示すとかいう場合には、そういった日建連さんのシステムとかにのっかって示さなければいけない、そういうふうにしてくださいということの意味しているのでしょうか。意味がよく分からないので、質問です。

【藤井建設業政策企画官】 ここで記載した思いといたしましては、設計される方につきましても実際の工期を設定するに当たっての休日の取り方といったものを踏まえた上で、設計者の方に工期設定をしていただきたいという思いで記載しています。

【仲田委員】 とすると、これは「発注者」と書いてあるところの欄なので、発注者は、設計者をしてそういうことをさせるという意味でしょうか。であれば、その辺を明記していただいた上で、これの是非がどうなのかというのはまた別に考えさせていただきたいと思います。

【古阪座長】 今までは設計者がやる法的な義務はないわけです。契約にあるかという
と、それもない。ということは、今までよかれと思って設計者がやったか、設計者でなく
てゼネコンの人たちが協力したか、そういうことになっているんです。その実態が分か
ればいいということで、それをどうしますかと。本来は契約、法的な義務じゃなくて契約
の中で書き込むべきことです。書かない場合には、発注者が自らの責任でやるというの
は当然のことです。そういうことが分かった上で書き込んでいくと。そのときに発注者
が本当にそれをできるのか、できないのか。できないんだとすれば、例えば日建連が
作られたあれがそういう立場の人たちでも使えるのか、あるいは日建連の何かのサー
ビスコースがあって、そういうもので協力できるのかと、そのようなことを考えてい
かざるを得ないと。日本の場合は、明らかに完全な設計の自由になってしまってい
るので、非常に難しいんです。だから設計者を抜いて、発注者とゼネコン、ある
いは注文者としてのゼネコンと下請ということをやっても、設計の力で図面、設
計はできるんだけど、そこに対して工期、お金とかいう問題についてはなかなか
難しい問題です。ですから、その辺もきちんと理解した上でやらないといけ
ないということになるわけです。

【高橋建設業課長】 委員長におっしゃっていただいたとおりでと思いますけれども、
書きぶりが意を酌んでないとすればそれは直したいと思いますが、民間工事の場
合は、最終的には発注者・受注者間での請負契約の中で工期が決まるということ
だとは思っております。5ページの適用範囲のところ、(3)で書かせていただいたよ
うに、工期そのものとしては工事の着手段階から竣工までを基本的なスコープと
して考えておりますけれども、上流段階、特に設計段階でのいろいろな考察が
当然工期に大きく影響してくると。それが最終的には、民間工事の場合は発注
者さんの意図になって、受注者と工事を契約される際に反映されるということ
かと思っておりますので、設計段階における一定の配慮、留意が必要だとい
うことで書かせていただいております。

民間発注者の場合でも、インハウスで設計されるような場合もあり得るかと思
いますし、仮に設計事務所さんに委託されている場合でも、最終的には発注者
と受注者の工事契約という形で現れるということから、発注者の責務という
ところで書かせていただいておりますけれども、表現ぶりはまた調整させて
いただきたいと思います。

【里深委員】 西日本高速道路の里深と申します。

先ほどもお話に出ていたんですけれども、週休2日の話と4週8閉所の話があ
ったと思うのですが、現実的にうちの会社で道路工事を行う場合でも、保
全関係の工事ですと繁忙

期、盆・正月、ゴールデンウィーク、そういうときだと前後の期間も含めて、ほとんど規制がかけられないようなこともあって、ですから舗装工事をやるにおいて一番いい時期を選ぶと、そういうものも入ってくるので、ふだんの週は土曜日をやりたいというようなことになってきます。ですから週休2日というのは、今の状況からすると、できれば全ての現場でやりたいと思っておりますけれども、ただ、閉所の話についてはそこをもう少しこう工事の内容によって適切に。今回、受注者と契約する前に、これまでは発注者側で工期を決めていましたけれども、今後は弊社につきましても、契約前に受注者と協議をした上で工期を決めるという方向に進んでいこうと考えておりますので、そういうときに、閉所については、工事の内容によってはもう少し自由度があるとありがたいと思っております。

【古阪座長】 よろしいですか、事務局。いろいろな補修と新築は違うのは当たり前で、それから土日でないのも当たり前の話ですから、そのあたり前を教えてください、それはこういうふうに分けるんだよということをやっておかないといけない。全部が真面目に土日を休んだら、よさそうで全然駄目です。うまくいかないと。そういうのが一番分かりやすい、悪例になってしまう。

ですから、ぜひさっきの意見も少し書いて出していただくと、具体的にこういうことで困るぞという。そうすると、事務局としても扱いやすいというか、取り込みやすいです。できましたらまた皆さんに見てもらって作るわけですが、どうしてもこれは無理だという部分もあると思うんです。そういうことも遠慮なく書いていただければ、より分かりやすいこと、あるいは本当に活用してもらえそうなものが作れることになると思います。どうぞ。

【佐藤（り）委員】 弁護士の佐藤でございます。

私は全くこの建築に関する専門家ではありませんので、恐らく民間の発注者については一番よく分かっているかと思うので、その観点で1点コメントさせていただきたいのですが、民間の発注者といっても大きなところから小さなところまでありますし、工期について、受注者さんと協議して決めてくださいと言われても、「何だ、それ」というのが恐らく大半の民間発注者の感覚だと思うんです。ですから、むしろ適正な工期に関する基準についてはある程度具体的に、特に例えば労働基準法等の定量的なものについては分かりやすく書いていただくと、工事業者さんにとって、発注者に対して、これだけこういうことをやらなければいけないんだから工期はこれだけかかるんですよというような話に持っていくやすくなるかとは思いました。

特に民間の場合ですと、オープンの日が決まっていますとか、ここまでにやらなければいけないというような形で工期を決めてしまうこともあろうかと思うのですが、実際、それは本来であればコストに反映しなければいけないと思うんですけれども、なかなかそうはならず、受注した業者さんにしわ寄せが行ってしまうことも多いのではないかと思います。工期について具体的な基準が決まっていれば、いやいや、こういう基準があるから、こういうふうにとこれだけかかってしまうから、もしこの工期でやるんだったらコストはこうしてくださいというような、バーゲニングの1つの力にもなるかもしれないので、ぜひその辺は具体的に決めていただけるとありがたいと思いました。

もう1点、11ページの新型コロナウイルスの不可抗力ということですが、今、ここは大問題になっておまして、新型コロナで工事を止めた。これが不可抗力なのかどうかというのは、恐らく神学論争ではないですけれども、なかなか結論が出ないかと思えます。ここまで書いてしまっただけで本当にいいのかという、新型コロナウイルスの感染して本当に不可抗力なんだろうか。自主的に止めたところもあれば、例えば患者さんが出たので止めましたとか、そのときに止めた分のコストをどっちが払うんだとか、今いろいろな問題がありますので、こう書いていただくとありがたいというのは業者さんの立場かもしれないですけれども、発注者さんにしてみると、「ん、何で？」というのは正直なところかと思えます。感想めいたもので申し訳ありませんが、以上です。

【古阪座長】 今のは宣言前と宣言後で随分違いますし、それから発注者が「ノー」と言ったのか、「イエス」と言ったのかによっても違いますし、それを不可抗力だけでは、不可抗力というのはいろいろなことで使う言葉です。必ずしもそれだけでということではないので、要注意ではありますね。まだこれからいろいろな問題がある。特に民法が改正された、まだ4月1日からの施行ですから、将来を見るとその関係も随分出てくるので、そういう意味で、弁護士さんにもちゃんとやっていただくと。よろしくお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

【青柳委員代理（山崎）】 1点質問と意見です。第4章とそれ以外に分かれていて、第4章は分野別と書いているのですが、その中に公共工事というか、公共土木、公共建築は入っていないということは第2章、第3章は公共土木を前提に書いたと見るのでしょうか。全体の構成がよく分からないということが、質問です。

それから意見としても一つ、10ページの（5）契約方式、後続の施工段階の工期に影響を及ぼすということですが、これはよく分かるのですが、そういうこともあつ

て、公共工事、特に国土交通省の各地方整備局において最近、入札公告時に概略工程表を開示するところがあります。受注者として、入札参加時点に概略工程表等により後続への影響をあらかじめ分かっていると、入札参加しやすくなるばかりでなく、施工中にいろいろなことがあったときに対応しやすくなります。全ての工事について概略工程表を作りたいと言うのは無理だろうと思うのですが、公共工事で今、既に進んでいる概略工程表の作成といったことが、工期についてのトラブルを避ける非常に大きな決め手になるのではないかと考えておりますので、入札公告時にそういう概略工程表をきちんと示していただけるということを、これは基準にはなり得ないかもしれませんが、それこそ考慮すべき事項としてしっかり書いていただけるとありがたいと思っております。

以上です。

【古阪座長】 どうぞ。いいですか。ほかにはいかがでしょうか。

【藤井建設業政策企画官】 先ほどの基準の公共土木の関係でございますけれども、本基準の対象としては、当然、公共土木も対象となっております。第4章で記載しているものについては、特に民間工事における主な分野別考慮事項を記載したものでございます。なので、公共土木については、従来よりガイドラインや支援システムがございまして、そちらを御参考にしていただきつつ、特徴的な民間工事について第4章で記載しているという考えでございます。

【古阪座長】 いかがでしょうか。どうぞ。

【村上委員】 東京都の村上と申します。遅れて参りまして申し訳ございませんでした。

議論があったのかもしれませんが、今の発言と関連しまして、私どもは公共土木が中心ですが、公共土木等でやっているものは、今のお話のようにいろいろなほかのガイドラインもあってということ言われているんですけども、今回の記載内容によっては公共土木、公共工事だと、なかなか難しいものもあるのかと見受けられまして。むしろ民間工事を主体に書かれているのかと。先ほど事務局からお話がありました公共は、また別のものがあるということであれば、そこをちゃんと参照するようなことを含めて記載していただいたほうが誤解がないと思いますので、そういった工夫もお願いできればということでございます。以上です。

【古阪座長】 声は届きましたか。よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

事務局に相当いろいろな意見が出て、右を向くか、左を向くか分からないかもしれませんが、かなり具体的なことなので、それを皆さんに書いていただくような書類とい

うことで、送ったほうがいいのではないかと思います。それぞれの団体の正味、今の状態というのを、ある種の基準というのは理想的な部分がありますけれども、それを統一しようというのは、先ほど何度も言っていますように、日本の今の状態で言うと非常に難しいことがありますので、共通にできるところとそれぞれ別のところを区別した上でやればよいと思うんです。工期の基準を作るのは非常に重要なことですし、そういう意味では大事なことなので、ぜひとも具体的な例を挙げていただいて、それをおまとめになることがいいのではないかと。

皆さんも大変な時期にお願いしますけれども、できるだけ今日発言されたこと、あるいはもっといろいろな思いがあることを書いていただいて、次回のワーキングの中で再度もんでいただくことになると思いますけれども、そういうふうにしたいと思います。

もし御意見がなければ、まだ早いですが、終わるかなど。何かしゃべられますか。違うんですか。意見はありませんか。

それでは、話が尽きたわけではないのですが、皆さん、疲れたのかもしれませんが。ほかにはなさそうですので、資料2-2についてかなり議論させていただきましたけれども、本日の会議では時間の都合で発言されてない方もいらっしゃるし、よく分からないという方もいらっしゃるし、そのような意味で言うと、追加の検討が必要というよりも、ぜひとも皆さんの御協力の中で考えていきたい。必要な論点は今日さらに追加されましたけれども、そのようなことも含めて、事務局までお知らせいただければと思います。難しい言葉じゃなくて、自分のところはこんなので困っているんだとか、こういうふうにしなさいという指示、そのようなものを書いていただくとうろしいかと思えます。

次回第5回については、これまでの議論を踏まえて、工期に関する基準の詳細、今日はまだ概念、最初に書いてあります骨子案です。だから、具体的な固有名詞等も入っていませんけれども、今日の皆さんの御意見の中でかなり基準の詳細を書くことについての頭の整理がそれぞれにできたと思いますので、それについて議論いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の議事はこれにて全て終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

【西山入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。今ほど古阪座長からお話がありました、追加で検討など必要な論点につきまして、御意見のある委員の方におかれましては、大変お忙しいところ恐縮でございますけれども、6月9日火曜日を目途にお寄せ

いただきますと幸いです。

それでは、以上をもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、誠にありがとうございました。

— 了 —